

# 仕様書

## 1 対象業務名

中央市税事務所等庁舎設備運転保守管理業務

## 2 所在地及び対象施設概要

### (1) 対象施設及び所在地

ア 対象施設：中央市税事務所及び中央健康づくりセンター

イ 所在地：札幌市中央区南3条西11丁目

### (2) 規模

地上6階・地下1階・塔屋2階

・市税事務所専有部 1、2、5階の一部、6階

・健康づくりセンター専有部 3、4、5階の一部

### (3) 構造 鉄筋・鉄骨コンクリート造

(4) 総延床面積 8,738.46㎡（立体駐車場900㎡含む）

(5) 竣工年月 平成5年4月

(6) 機械監視室 地下1階

### (7) 開庁時間

	月曜	火曜～金曜	土曜	日曜・祝日
1階（市税事務所）	8：45～17：15		—	—
2階（市税事務所）	8：45～17：15		—	—
3階健診フロア	—	8：30～16：45	—	—
4階運動フロア		9：30～20：30	—	9：30～18：00
5階（健康づくり）				
5階（市税事務所）	8：45～17：15		—	—
6階（市税事務所）	8：45～17：15		—	—
共用部	8：30～17：15	8：30～20：30	—	9：30～18：00

※年末年始（12月29日～翌年1月3日。以下同じ）の期間（閉庁）を除く。

※祝日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。以下同じ。

※祝日かつ月曜日は閉庁。

## 3 履行期間

令和8年10月1日（木）から令和11年9月30日（日）まで

## 4 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

## 5 業務内容

- (1) 庁舎内外の関係諸設備の運転・監視及び日常点検・保守管理と危害の防止。
- (2) 点検項目は別添1「日次点検整備項目一覧」及び別添2「定期点検整備項目一覧」による。

業務開始前及び毎年度の開始前に、様式1により年次点検の実施予定を提出すること。

### (3) 具体的な業務内容

#### ア 日常的な点検整備、運転監視等

毎日実施し、様式2により翌営業日に報告を行うこと。

- (ア) 設備機器の始業等における日次点検整備
- (イ) 中央監視制御システムの運転と状態監視
- (ウ) 設備機器の予備備品管理及び消火器の管理
- (エ) 運転表示及び温度計測、電気、水道及びガス使用量等の記録

#### イ 定期的実施する点検整備等

##### (ア) 電気、水道及びガス使用量の定期報告

ア(エ)により確認している電気、水道及びガスの使用量について、様式3-1、3-2により毎月1日(祝日の場合は翌営業日)に報告を行うこと。

##### (イ) 設備機器の週次点検整備

週に1度実施し、様式4により翌週月曜日(祝日の場合は翌営業日)に報告を行うこと。

##### (ウ) 設備機器の月次及び年次点検整備

月次点検は毎月、年次点検は実施した点検整備について、様式5により翌月1日(祝日の場合は翌営業日)に報告を行うこと。

年次点検については、個別に報告書(様式任意)を添付すること。

##### (エ) 給水設備点検

週に1回、貯水槽等の給水設備の点検を実施し、様式6により翌月1日(祝日の場合は翌営業日)に報告を行うこと。

##### (オ) 水質検査

7日以内ごとに1回、末端の蛇口において、飲料水外観検査と残留塩素の測定及び記録を行い、様式7により翌月1日(祝日の場合は翌営業日)に報告を行うこと。

#### ウ 業務内で適宜実施する事項

- (ア) 庁舎施設の簡易な宮繕、敷地内及び屋上等の軽微な除雪
- (イ) 館内の温度、湿度にかかる機器の設定
- (ウ) 館内照明設備の稼動時間の設定
- (エ) 週末等にかかる昇降機の操作
- (オ) 消耗品の在庫管理及び交換、補充

ランプ類(蛍光灯等)の交換(ランプ類の補充については委託者負担とする)。

### (4) その他関係法令に基づくもの。

## 6 経費負担区分

### (1) 委託者の負担分

- ア 業務に関わる光熱水費
- イ ベルト、フィルター等主要資材

### (2) 受託者の負担分

- ア 業務に関わる計器、工具及び備品

ただし、委託者が所有するものは、委託者の了解を得た場合に使用することができる。

イ 作業服、軍手等個人支給となるもの。

ウ ウェス、グリース、潤滑油、洗機油、ビス、ボルト、鉄線、釘類、パッキン類、絶縁テープ、ハンダ、ペースト類、補修用断熱材及び塗料等。

エ 筆記用具その他これに類するもの及び各種洗剤、掃除用具等の消耗品。

## 7 運転操作時間

履行期間の毎日（24時間：ただし、8(1)の配置時間外は基本的に非常・事故時対応のみとする※）

※ボイラー等設備の運転（稼働）時間以外の時間帯における業務従事者の休憩時間（仮眠時間）にあつては、雨天時、気象警報・注意報発令時その他災害の発生が予想される事象により、業務履行場所内に待機して事故等の発生を警戒する必要がある場合を除き、業務従事者の業務履行場所内からの外出（受託者の指揮命令下からの離脱）を可とする。

なお、仮眠を取る場合、管理室にある折り畳み式のベッドを使用し、仮眠に必要な寝具類は受託者が用意すること。

## 8 業務従事者の具備条件

### (1) 業務従事者の配置

業務従事者は、次に掲げる時間帯に応じてそれぞれ掲げるポスト数を配置すること。

ア 毎日（年末年始を除く）

(ア) 月曜日（祝日を除く）

7時30分から18時30分まで 1ポスト

(イ) 火曜日～土曜日（祝日を除く）

7時30分から21時00分まで 1ポスト

(ウ) 日曜日、祝日（月曜日を除く）

8時00分から18時30分まで 1ポスト

(エ) 祝日かつ月曜日

9時00分から17時00分まで 1ポスト

イ 年末年始（12月29日～1月3日）

10時00分から15時00分 1ポスト

### (2) 業務従事者の資格等

ア 経験年数等

上記(1)の業務従事者は、運転・監視及び日常的な点検保守業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験5年以上の者とする。

イ 保有資格等

上記(1)の業務従事者は、次に掲げる資格を有する者を必ず配置すること。

(ア) ボイラー技師は、2級以上の資格を有するものとする。

(イ) 甲種・乙種第4類・丙種危険物取扱者のいずれかの資格を有すること。

### (3) 業務責任者は、受託者と直接雇用関係にある者とする。

## 9 関係法令の遵守

業務従事者は、関係法令を遵守すること。また、受託者及び業務従事者は、業務遂行上で知り得た秘密について、契約期間中のみならず、契約期間満了後にあつても、他人に漏らしてはならない。

## 10 提出書類

(1) 受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。なお、各書面の様式及び記載要領は委託者が別に定める。

### ア 労働社会保険諸法令遵守状況確認用書面

#### (ア) 業務従事者名簿及び業務従事者配置計画書

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿」及び「業務従事者配置計画書」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

#### (イ) 業務従事者健康診断受診等状況報告書

労働者（上記(ア)の「業務従事者名簿」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。

なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

#### (ウ) 業務従事者支給賃金状況報告書

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、「業務従事者支給賃金状況報告書」を提出すること。

### イ 業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書

契約金額に対する積算根拠（積算内訳）として、契約締結後直ちに、業務費内訳書、業務従事者賃金支給計画書及び社会保険料事業主負担分調書を、別冊の記載要領に沿って作成し提出すること。

(2) 受託者は、上記(1)の書面での確認において疑義が生じた場合にあつては、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

### (3) 業務責任者との直接雇用関係を証する書面

業務責任者との直接雇用関係を証する書面（雇用証明書、法定台帳（労働者名簿、賃金台帳等））を、業務の前日までに提出すること。また、業務責任者が変更となる場合には、その都度、変更する日の前日までに提出すること。

### (4) 有資格者である旨の確認書類

業務従事者の資格を確認するため、上記8(2)イを証明する免許証の写し等を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。

(5) 連絡体制表を作成し提出すること。

## 11 安全の確保

業務の実施にあたって、事故が発生した場合や、建築物、工作物、定着物及び備品を破損し、又は破損箇所を発見した場合は、初期対応とともに直ちに委託者に連絡のうえ、委託者の指示のもと、適切な処置をとること。

## 12 服装等

(1) 業務従事者は、常に清潔な制服を着用することとし、胸部に名札又は腕章をつけること。

(2) 受託者は、業務従事者に対して本業務が公共施設にかかわる業務であることを自覚させ、利用者に接するときには、利用者の満足度を高めるため、誠意ある対応を行うよう徹底させること。特に、利用者に対する対応（挨拶等）・言葉づかいは慎重かつ丁寧に

すること。

### 13 業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行開始に先立ち、従前の受託者から実地による実務的な引継ぎを受ける。
- (2) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、受託者が業務を行った際に作成した業務に必要な手順・方法等を記載した資料を委託者に提出する。
- (3) 受託者は、委託者の指示があった場合には、履行終了に先立ち、上記(2)の資料等によるほか、新規の受託者に対し実地による実務的な引継ぎを行う。
- (4) 業務引継ぎの詳細・実施期間等については、委託者と協議して定めるものとする。
- (5) 引継ぎに係る費用は受託者の負担とする。

### 14 環境負荷低減に関する事項

受託者は本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減及び環境法令の順守等に努めること。

- (1) 電気・水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 清掃に使用する洗剤等は、環境に配慮したものを使用し、極力節約に努めること。
- (3) 成果品に紙を使用する場合は再生紙を使用し、複数ページにわたる場合は、原則として両面印刷とするよう努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する商品・材料等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、環境に配慮したものを使用すること。

### 15 その他

- (1) 一般業務に支障を及ぼす作業を行う場合は、委託者と協議のうえ実施すること。
- (2) 施設の利用状況により、委託者の指示のもと作業する必要があると委託者が判断した場合、委託者から受託者へあらかじめ指示を行う場合があるため、それに応じて作業を行うこと。
- (3) 主要機器の定期点検にあたっては、委託者の立会いのもとに行うこと。
- (4) 委託者は、再三の指導にも関わらず、業務従事者に上記 12(2)の対応が認められず、継続が難しいと判断せざるを得ない者が生じた場合は、受託者に対して業務従事者の交代を要請することができる。
- (5) 本仕様書及び共通仕様書に定めのない事項のほか、本仕様書に疑義が生じた場合にあつては、委託者と受託者の双方でその対応について協議すること。この場合において、受託者の責に帰すべき事由以外で受託者側に費用が生じる措置にあつては、その実費分を委託者が負担するものとする。

### 16 発注担当

札幌市財政局中央市税事務所納税課

札幌市中央区南3条西11丁目

電話番号：011-596-9012

## 日次点検整備項目一覧

設 備	点検整備項目	備 考
冷 暖 房 設 備	1 冷温水発生機の運転操作、監視、点検整備	
	2 温水ヒーターの運転操作、監視、点検整備	
	3 関連ポンプの運転操作、点検整備	
	4 真空度の点検	
	5 冷温水の温度監視記録	
	6 熱交換器の点検	
	7 各保護装置の作動点検	
	8 各計器類の点検補正	
	9 関連配管の漏水、破損、腐食の点検	
	10 各機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	11 各種弁類の点検	
	12 各種放熱器の巡回点検	
	13 冷却塔の巡視点検	
空 調 設 備	1 各種ファンの運転操作、監視、点検整備	
	2 関連ポンプの点検	
	3 ケーシング及びダクトの保温、保冷、破損の点検	
	4 各種コイルの点検	
	5 各種配管の漏水、破損、腐食の点検	
	6 弁類の作動、漏水の点検	
	7 自動制御装置の点検	
	8 圧力計等の点検	
	9 各種装置、機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	10 エアフィルターの点検	
給 湯 ・ 衛 生 設 備	1 冷温水発生機の運転操作、監視、点検整備	
	2 温水ヒーターの運転操作、監視、点検整備	
	3 関連ポンプの運転操作、点検整備	
	4 真空度の点検	
	5 冷温水の温度監視記録	
	6 熱交換器の点検	
	7 各保護装置の作動点検	
	8 各計器類の点検補正	
	9 関連配管の漏水、破損、腐食の点検	
	10 各機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	11 各種弁類の点検	
	12 各種放熱器の巡回点検	
	13 温水温度の点検、貯湯槽の点検	
	14 量水器の点検、水量の記録	
	15 各種水槽点検、付属警報装置の点検	
	16 電気温水器の点検	
	17 排水系統の点検	
消 火 設 備	1 非常用消火ポンプの点検整備	
	2 配管の点検	
	3 補助散水栓の点検	
	4 消火器の点検	
ガ ス 設 備	1 ガスメーターの点検記録	
	2 配管点検	
	3 バルブコックの点検	
ロ ー ド ヒ ー テ ィ ン グ	1 循環ポンプ及び制御弁装置の点検	
	2 不凍液濃度の点検	
	3 配管ヘッダーの点検	
	4 防錆剤注入装置の点検	

1日1回以上巡回して行うこと。

## 定期点検整備項目一覧

設備名	機器名	点検整備項目	点検頻度	回数	備考
温水ヒーター	ボイラー本体	水管、漏れ、ふくれ等	月	1	
		燃焼室内の異常有無	月	1	
		安全弁の作動状態及び漏れ等	月	1	
		圧力計又は温度、水高計の指度の狂い	月	1	
		吹出装置の損傷と漏れ等	月	1	
	燃焼装置	バーナー汚れの状態、損傷及び音響	月	1	
		煙道のもれ、その他の損傷、通風の異常	月	1	
	自動制御装置	起動及び停止装置の機能	月	1	
		火災検出装置の汚れ、機能	月	1	
		燃料遮断装置の機能	月	1	
		電気配線の端子、接点、絶縁状態	月	1	
	各種ポンプ	軸受、油量の点検、給油	月	1	
		グラウンド部点検、パッキン点検整備	年	1	
カップリングセンターチェック		年	1		
圧力計等の点検		月	1		
ストレーナーの掃除		年	1		
止弁逆止弁の点検		月	1		
バランスシートの磨耗点検		年	1		
配管系統の漏水、腐食		月	1		
音響及び振動の点検		月	1		
端子、接点、電流、絶縁の状態		月	1		
回転機械		ベアリング回転音及び温度の異常	月	1	
		ベルトのゆるみ状況	月	1	
		プーリーの芯狂いの有無	年	2	
	ベース、ケーシングの振動	年	2		
	羽根車及び内部掃除	年	1		
	ケーシングの保冷、保温点検	年	1		
	吹出口換気口の点検	年	1		
	ダクトの断熱	年	2		
	端子、接点、電流、絶縁の状態	月	1		
	圧力計、弁等の点検	月	1		

空 調 機	空気清浄装置ケーシングの騒音	月	1	
	空気清浄装置噴水ノズルの状態	月	1	
	ベアリングの回転音及び温度の異常	月	1	
	エアフィルターの清掃、交換	年	2	
	配管系統の漏水腐食点検	月	1	
	加湿装置及び排水受けの汚れ点検	月	1	
給 湯 設 備	温調弁、上弁等の点検	月	1	
	配管系統、保温、漏水腐食点検	月	1	
	貯湯槽の点検	週	1	
衛 生 器 具	弁、水栓類及びシャワーセットの点検整備	週	1	
	散水栓の点検整備	月	1	
	排水トラップの点検	月	1	
	バルブ、カラン等の点検補修	週	1	
	洗面器、手洗器、大小便器の点検	週	1	
浄 水 設 備	受水槽の点検	月	1	
	警報装置の動作試験	月	1	
	配管系統の漏水、防露点検	週	1	
排 水 設 備	ルーフ集水金物の点検、清掃	月	1	
	配管系統の漏水、防露、腐食点検	月	1	
冷 却 塔 設 備	送風機の点検	年	1	
	水槽及び配管の点検、清掃	年	1	
	循環水の点検	月	1	
	外観点検（シーズン終了時養生を含む）	月	1	
電 気 設 備	受配電設備等の外観点検	週	1	
	しゃ断器等の異音、異臭等の点検	週	1	
	電気室の点検及び清掃	週	1	
	照明器具の点灯状況の点検	週	1	
そ の 他	ルーフ防水シートの外観点検	月	1	
	機械室及び水槽室内の点検、清掃	月	1	

週次点検は様式4により、月次・年次点検は様式5により報告を行うこと

給水設備	給水設備の定期点検整備報告	週	1	様式6により、月1回報告を行うこと
飲料水	飲料水水質検査	週	1	様式7により毎週報告を行うこと

## 定期点検整備(年次)実施予定表

設備名	機器名	点検整備項目	点検頻度	回数	実施予定月		備考
回転機械	各種ポンプ	グランド部点検、パッキン点検整備	年	1			
		カップリングセンターチェック	年	1			
		ストレーナーの掃除	年	1			
		バランスシートの磨耗点検	年	1			
	送排風機	プーリーの芯狂いの有無	年	2			
		ベース、ケーシングの振動	年	2			
		羽根車及び内部掃除	年	1			
		ケーシングの保冷、保温点検	年	1			
		吹出口換気口の点検	年	1			
		ダクトの断熱	年	2			
空調機	エアフィルターの清掃、交換	年	2				
その他	冷却塔設備	送風機の点検	年	1			
		水槽及び配管の点検、清掃	年	1			

## 中央市税事務所等庁舎設備運転保守管理業務日報

課長	係長	係

令和 年 月 日 曜日 天候

報告者氏名

機 械 運 転 時 間					特 記 事 項	
		開始・終了時間	運転時間	月累計		
給湯ボイラー№.1						
給湯ボイラー№.2						
冷温水機№.1						
冷温水機№.2						
ポ ン プ	№.1冷温水P					
	№.2冷温水P					
	ロードヒーティングP					
	床暖P				執務内温度	
空 気 調 和 機	1階系統				1階：午前	℃、午後
	2階系統				2階：午前	℃、午後
	3階系統				3階：午前	℃、午後
	4階系統				4階：午前	℃、午後
	5階系統				5階：午前	℃、午後
	6階系統				6階：午前	℃、午後

	電気メーター (Kwh)		水道メーター (m <sup>3</sup> )		都市ガスメーター (m <sup>3</sup> )		
	受電		本器		一般	冷暖房	給湯
本日使用量							
月累計							

設備	日常点検整備項目	確認
冷 暖 房 設 備	1 冷温水発生機の運転操作、監視、点検整備	
	2 温水ヒーターの運転操作、監視、点検整備	
	3 関連ポンプの運転操作、点検整備	
	4 真空度の点検	
	5 冷温水の温度監視記録	
	6 熱交換器の点検	
	7 各保護装置の作動点検	
	8 各計器類の点検補正	
	9 関連配管の漏水、破損、腐食の点検	
	10 各機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	11 各種弁類の点検	
	12 各種放熱器の巡回点検	
	13 冷却塔の巡視点検	

空 調 設 備	1 各種ファンの運転操作、監視、点検整備	
	2 関連ポンプの点検	
	3 ケーシング及びダクトの保温、保冷、破損の点検	
	4 各種コイルの点検	
	5 各種配管の漏水、破損、腐食の点検	
	6 弁類の作動、漏水の点検	
	7 自動制御装置の点検	
	8 圧力計等の点検	
	9 各種装置、機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	10 エアフィルターの点検	
給 湯 ・ 衛 生 設 備	1 冷温水発生機の運転操作、監視、点検整備	
	2 温水ヒーターの運転操作、監視、点検整備	
	3 関連ポンプの運転操作、点検整備	
	4 真空度の点検	
	5 冷温水の温度監視記録	
	6 熱交換器の点検	
	7 各保護装置の作動点検	
	8 各計器類の点検補正	
	9 関連配管の漏水、破損、腐食の点検	
	10 各機器類の回転音、騒音及び温度点検	
	11 各種弁類の点検	
	12 各種放熱器の巡回点検	
	13 温水温度の点検、貯湯槽の点検	
	14 量水器の点検、水量の記録	
	15 各種水槽点検、付属警報装置の点検	
	16 電気温水器の点検	
	17 排水系統の点検	
消 火 設 備	1 非常用消火ポンプの点検整備	
	2 配管の点検	
	3 補助散水栓の点検	
	4 消火器の点検	
ガ ス 設 備	1 ガスメーターの点検記録	
	2 配管点検	
	3 バルブコックの点検	
ロ ト ヒ ー テ ィ ン グ	1 循環ポンプ及び制御弁装置の点検	
	2 不凍液濃度の点検	
	3 配管ヘッダーの点検	
	4 防錆剤注入装置の点検	

課長	係長	係

電気・水道使用量報告書(令和 年 月分)

日	曜日	電気使用量 指針(KWh)×60(乗率)				水道使用量(m <sup>3</sup> )		
		先月末指針		対前日差	当日使用量	累計使用量	先月末指針	
		当日指針					当日指針	当日使用量
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								
		当月使用量				当月使用量		

課長	係長	係

様式3-2

都市ガス使用量報告書(令和 年 月分)

日	曜日	冷暖房(m <sup>3</sup> )			給湯(m <sup>3</sup> )		
		先月末指針	対前日差	累計使用量	先月末指針	当日使用量	累計使用量
		当日指針			当日指針		
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
		当月使用量			当月使用量		

## 定期点検整備報告書(週次)

課 長	係 長	係

令和 年 月 日

報告者氏名

設備名	機器名	点検項目	実施日
その他	給湯設備	貯湯槽の点検	
	衛生器具	弁、水栓類及びシャワーセットの点検整備	
		バルブ、カラン等の点検補修	
		洗面器、手洗器、大小便器の点検	
	浄水設備	配管系統の漏水、防露点検	
	電気設備	受配電設備等の外観点検	
		しゃ断器等の異音、異臭等の点検	
		電気室の点検及び清掃	
照明器具の点灯状況の点検			

## 定期点検整備報告書(月次・年次)

課 長	係 長	係

令和 年 月 日

報告者氏名

## (1) 月次点検

設備別	機器名	点検項目	実施日
温水ヒーター	ボイラー 本体	水管、漏れ、ふくれ等	
		燃焼室内の異常有無	
		安全弁の作動状態及び漏れ等	
		圧力計又は温度、水高計の指度の狂い	
		吹出装置の損傷と漏れ等	
	燃焼装置	バーナー汚れの状態、損傷及び音響	
		煙道のもれ、その他の損傷、通風の異常	
	自動制御 装置	起動及び停止装置の機能	
		火災検出装置の汚れ、機能	
		燃料遮断装置の機能	
		電気配線の端子、接点、絶縁状態	
	回 転 機 械	各種 ポンプ	軸受、油量の点検、給油
圧力計等の点検			
止弁逆止弁の点検			
配管系統の漏水、腐食			
音響及び振動の点検			
端子、接点、電流、絶縁の状態			
送排風機		ベアリング回転音及び温度の異常	
		ベルトのゆるみ状況	
		端子、接点、電流、絶縁の状態	
		圧力計、弁等の点検	
空調機		空気清浄装置ケーシングの騒音	
		空気清浄装置噴水ノズルの状態	
		ベアリングの回転音及び温度の異常	
		配管系統の漏水腐食点検	
		加湿装置及び排水受けの汚れ点検	

その他	給湯設備	温調弁、上弁等の点検	
		配管系統の漏水、腐食	
	衛生器具	散水栓の点検整備	
		排水トラップの点検	
	浄水設備	受水槽の点検	
		警報装置の動作試験	
	汚水設備	ルーフ集水金物の点検、清掃	
	配管設備	配管系統の漏水、防露、腐食点検	
	冷却塔設備	循環水の点検	
		外観点検（シーズン終了時養生を含む）	
その他設備等	ルーフ防水シートの外見点検		
	機械室及び水槽室内の点検、清掃		

(2) 年次点検

設備別	機器名	点検項目	実施日	
回転機械	各種ポンプ	グラウンド部点検、パッキン点検整備		
		カップリングセンターチェック		
		ストレーナーの掃除		
		バランスシートの磨耗点検		
	送排風機	プーリーの芯狂いの有無		
		ベース、ケーシングの振動		
		羽根車及び内部掃除		
		ケーシングの保冷、保温点検		
		吹出口換気口の点検		
		ダクトの断熱		
	空調機	エアフィルターの清掃、交換		
	その他	冷却塔設備	送風機の点検	
			水槽及び配管の点検、清掃	

※ 同月内に実施した検査について、実施日を記載すること

※ 個別の点検整備報告を添付すること

令和 年度 月分 給水設備定期点検整備報告書

課 長	係 長	係

項目	日にち (曜日)		日 ( )		日 ( )		日 ( )		日 ( )		日 ( )	
	点検者印											
	異常又は問題の有無		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
貯水槽	周囲の状態	水槽周囲を物置がわりに使っていないか。	受水槽									
			高置水槽									
	周囲の状態	水槽周囲にたまり水はないか。	受水槽									
			高置水槽									
	本体外部の状態	亀裂や漏水箇所はないか。	受水槽									
			高置水槽									
		汚れやさびはないか。	受水槽									
			高置水槽									
	マンホールの施設、ふたは完全か。	受水槽										
		高置水槽										
	オーバーフロー管や通気管の防虫網は完全か。	受水槽										
		高置水槽										
	本体内部の状態	色、濁りはないか。	受水槽									
			高置水槽									
		塩素臭以外の臭いはないか。	受水槽									
			高置水槽									
		泡立ち (持続性がある) はないか。	受水槽									
			高置水槽									
		汚泥、赤さび等の沈殿物はないか。	受水槽									
			高置水槽									
		水中、水面に異常な浮遊物はないか。	受水槽									
			高置水槽									
		ボールタップは正常に作動し、異常な水漏れはないか。	受水槽									
			高置水槽									
給水管	漏水箇所はないか。											
給水ポンプ	圧力計、電流計は正常か。											
	ポンプ、電動機に異常な騒音、振動、発熱はないか。											
	ポンプに汚れ、さびはないか。											
	ポンプの基礎の排水は適切か。											
整備事項												

令和 年度 飲料水水質検査実施報告書

		時刻	種類	色度	濁度	臭い	味	遊離残留塩素	検査者(印)	特記事項
月	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							

課長	係長	係

令和 年 月 日 報告者

		時刻	種類	色度	濁度	臭い	味	遊離残留塩素	検査者(印)	特記事項
月	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							

課長	係長	係

令和 年 月 日 報告者

		時刻	種類	色度	濁度	臭い	味	遊離残留塩素	検査者(印)	特記事項
月	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							
	日( )	時分	飲用給湯							

課長	係長	係

令和 年 月 日 報告者